

重要事項説明書 (令和元年5月1日現在)

[指定居宅介護支援事業所]

指定居宅介護支援の提供にあたり、厚生省令第38号第4条に基づいて、重要事項を以下のとおり説明します。

1. お客様の担当事業所の名称など

事業所の名称	大内さつき会指定居宅介護支援事業所
指定番号	居宅介護支援事業所 (秋田県0572504967)
所在地	秋田県由利本荘市岩谷町字ハケノ下80-2
連絡先	電話番号 62-1133 FAX 62-1134
相談担当者	
当該事業所の通常の事業実施地域	大内地区

2. お客様の担当事業所の従業員の職種、職務内容、員数及び勤務体制

職種	職務内容	員数	勤務体制
管理者	従事者の管理及び業務の管理を行う	1人	常勤
事務員	会計、庶務その他調査等の事務を行う	1人	常勤
介護支援専門員	居宅介護支援の提供を行う	1人	常勤

3. お客様の担当事業所の営業日及び営業時間

営業日	土曜、日曜日・祝祭日及び12月29～31日と1月1日～3日以外
営業時間	午前8時30分～午後5時30分

4. お客様を担当する介護支援専門員は、鈴木久美子です。介護保険に関することは何でもお気軽にご相談ください。

5. 居宅介護支援の内容、提供方法及び料金

居宅介護支援の内容	提供方法	介護保険適用の有無	単位当たりの基本料金
居宅サービス計画の作成	介護支援専門員は利用者及び家族等に面接し、解決すべき課題の把握と分析を行い、居宅サービス計画を作成します。	○	※ (1か月)
居宅サービス事業者との連絡、調整	介護支援専門員は、居宅サービス計画に基づき居宅サービス事業者の情報を提供し、利用者の同意を得た上で居宅サービス事業者との連絡調整を行います。	○	
経過観察評価	居宅サービス事業者との連絡を継続的に行い概ね月1回訪問し、経過観察を行うとともに状況に応じた居宅サービスの変更を行います。	○	
給付管理	居宅サービス計画作成後、その内容に基づき月毎の給付管理票を作成し、秋田国保連に提出します。	○	
要介護（要支援）認定の協力、援助	利用者の要介護認定等の更新申請及び状況の変化に伴う区分変更の申請を代行します。	○	
介護保険施設の紹介	利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介等の支援を行います。	○	
お客様からの相談対応	利用者からの相談苦情等に対する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置付けられた居宅サービス等に関する利用者の要望苦情等に対し、迅速に対応します。	○	

※ 介護保険が適用される場合、上表の報酬は1か月単位で介護保険から直接、当事業所に給付されますので、お客様の負担はありません。

6. その他の費用

ア 交通費	通常はいただきませんが、利用者の居宅が、前記1の担当事業所の通常の事業実施地域以外にあるときは、交通費の実費をいただきます。
イ サービス実施記録の複写物の費用	
ウ お客様の居宅においてサービスを実施のために使用する電話料の費用	

7. 事業者の概要

名称・法人別	大内さつき会指定居宅介護支援事業所
事業所の所在地・連絡先	秋田県由利本荘市岩谷町字ハケノ下80-2 電話番号 0184-62-1133 FAX 0184-62-1134

8. 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	事業所の介護支援専門員が、介護保険法の理念に基づき、利用者がその有する能力に応じ自立した生活が送れるよう、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。
運営方針	<p>利用者が要介護状態等となった場合においても、その利用者が可能な限りその有する能力に応じて自立した非常生活を営むことができるように配慮し、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが総合的かつ効率的に提供されるよう、常に利用者の立場に立って、公正中立な居宅介護支援を行うものとする。</p> <p>利用者はケアプランに位置付ける居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能であり、当該事業所をケアプランに位置付けた理由を求めることが可能であるものとする。</p>

9. 相談窓口・苦情対応

施設苦情 相談窓口	<p>所在地 由利本荘市岩谷町字ハケノ下80-2</p> <p>電話番号 0184-62-1133</p> <p>FAX 0184-62-1134</p> <p>ご利用 平日午前8時30分～午後5時30分 時間 (土曜、日曜日及び祝日は休みます)</p> <p>相談窓口 事業所内にお客様相談コーナーを設けております。 入口正面にご意見箱設置</p> <p>責任者 施設長 鈴木 好 成</p> <p>担当者 鈴木久美子(介護支援専門員)</p>
外部苦情 申し立て 機 関	<p>秋田県運営適正化委員会(秋田市 県社会福祉会館2階) [電話018-864-2726 FAX018-864-2742]</p> <p>由利本荘市大内総合支所福祉保健課 [電話0184-65-2806 FAX0184-65-2610]</p> <p>本荘由利広域市町村圏組合(本荘由利広域行政センター内) [電話0184-24-3347 FAX0184-24-3359]</p> <p>秋田県国民健康保険団体連合会介護保険課 [電話018-862-3850 FAX018-883-1551] (受付時間は、月～金曜日 9:00～17:00)</p>

10. 事故発生時の対応

お客様に対応する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

11. 事業者の協力医療機関

名称・所在地	由利組合総合病院 由利本荘市川口
--------	------------------


12. 事業者からの依頼事項

入院時における医療機関との連携を図るため、医療機関が求める利用者の情報を提供することがあります。そのため、入院時に担当ケアマネジャーの氏名等を入院先医療機関へお伝えください。

居宅サービス計画の同意書

私は、重要事項及び居宅サービス計画の内容について説明を受け、その内容について同意するとともに、居宅介護支援の提供開始に同意し、本説明書を受領しました。

令和 年 月 日

説明者	事業所名	大内さつき会指定居宅介護支援事業所
	説明担当者	鈴木久美子 

利用者	住所	
	氏名	

家族代表	住所	
	氏名	
	続柄	